

自主規制ルール等に違反した場合の措置規程

（目的）

第1条 この規程は、定款第11条に基づき、協会が自主規制ルール等に違反した会員に対し措置を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（会員に対する措置等）

第2条 協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の決議により、当該会員（以下「対象会員」という。）に対し、必要な措置を行うことができる。

- （1） 法令又は中小企業庁の定める中小M&Aガイドライン等に違反したことが明らかになったとき
- （2） 協会の定款又はその他の規則、自主規制ルールに違反したとき

（措置の種類）

第3条 対象会員への措置は次の各号のとおりとする。

- （1） 戒告：始末書を提出させ、将来について戒める。
- （2） 是正措置の命令：是正措置命令を発出し、改善報告を提出させる。
- （3） 資格停止：是正措置命令を発出し、かつ12ヶ月を超えない範囲で一定期間の会員資格を停止し、その間協会からのサービスの享受を禁止するとともに、改善報告を提出させる。但し、対象会員は会員としての義務はすべて履行しなければならない。
- （4） 退会勧告：退会届を提出するよう勧告する。
- （5） 除名
- （6） M&A支援機関登録制度運営事務局への情報提供（以下「行政への情報提供」という。）

2 退会勧告を行う際は、併せて資格停止を行うものとする。

3 行政への情報提供は、第1項（1）乃至（5）のいずれかの措置を伴う場合に限り行うものとする。

（審査手続）

第4条 協会は、第2条各号に定めるいずれかの事由が疑われる場合、対象会員に通知を行った上で審査を行うものとする。但し、協会は、単独の判断で審査を開始することはできず、事前に自主規制ルール検討委員会の意見を聴取した上で判断するものとする。

2 前項の場合、協会は、適切な場合には、法務分科会又は第三者に調査・審査を委嘱するものとする。

3 会員は、協会から措置に関する調査・審査に協力を求められた場合は、当該事実について責任を問われる立場にあるか否かにかかわらず、これに協力しなければならない。

- 4 理事が対象会員又はその関係会社の役職員である場合は、当該理事は本条の手続きに関与できないものとする。
- 5 協会は、審査にあたって、対象会員に対し、弁明その他陳述の機会を与えなければならない。
- 6 審査に関する議事は、非公開とする。
- 7 本条第1項にかかわらず、協会は、監事又は自主規制ルール検討委員会が求める場合は、同項に規定する審査を開始しなければならない。

(議決)

- 第5条 理事会は、対象会員につき、措置を行うことを相当と認めるときは、議決に加わることができる理事の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の多数により、その旨の議決を行うものとする。
- 2 協会は、前項に基づき措置を行う旨の議決が行われた場合、直ちに対象会員に対し、通知を行わなければならない。当該通知においては、次条に基づく不服申し立てをできる旨を教示しなければならない。

(不服申し立て)

- 第6条 会員は、前条第2項に基づく通知が到達した日から2週間以内に、協会に対し、書面により、不服の趣旨及び理由を示して不服申し立てを行うことができる。
- 2 協会は、前項に基づく不服申し立てを受けた場合、速やかに不服審査会を組成し、当該不服申し立てに対する審査を行うものとする。
 - 3 不服審査会の委員は、当協会の会員又はその関係会社の役職員以外の有識者・学識経験者によるものとする。
 - 4 不服審査会の構成、運営等に関し必要な事項は「不服審査会規則」において定めるものとする。

(退会しようとする会員に対する措置)

- 第7条 会員は、第4条第1項の通知を受けた場合には、措置が確定するまでは、退会請求することができないものとする。

(措置の効力)

- 第8条 本規程に基づく措置は、第6条第1項に定める不服申立期間の経過又は不服審査会による審査棄却が確定した時からその効力を生ずる。

(措置の公表)

- 第9条 協会は、第5条第1項に定める議決をしたときは、協会のウェブサイト又はその他

適切と認めた方法により公表することができる。但し、第6条第1項に基づく不服申し立てが行われた場合、その旨を併せて公表するものとする。

- 2 協会は、第6条第1項に定める不服申し立てが行われ、不服審査会による不服審査認容が確定した場合、その旨を協会のウェブサイト又はその他適切と認めた方法により公表しなければならない。

(本規程の運用状況についての報告)

第10条 前条までの規定にかかわらず、協会は、中小企業庁財務課が必要と認めるときは、本規程の運用状況等について、中小企業庁財務課に対して報告を行うものとする。

附則

本規程は、令和7年10月1日から施行する。